

## 8 交付金事務手続きの流れ <繰越協議>

### 余剰金の繰り越し ※該当する場合

交付金を翌年度当初の活動費（つなぎ資金）として、翌年度に繰り越して使用することができます。

ただし、「地区まちづくり推進委員会設立促進事業費」に係る交付金は、繰越することはできません。

なお、課題解決特別事業（複数年事業）で採択を受けた交付金については、積立てを行い各年度に取り崩して運用してください。

### 注意！

課題解決特別事業完了後に余剰金が発生した場合

課題解決特別事業を行うために交付された交付金は、他の事業の財源とすることはできません。

事業完了後に課題解決特別事業に係る余剰金が発生した場合は、市へ返還してください。

### 繰越協議

【まちづくり委員会】繰越協議書の提出

3月末までに、以下の書類を地域活動支援課または防災自治課へ提出してください。

<提出書類>

1	まちづくり総合交付金繰越協議書（様式第6号）	27ページ
---	------------------------	-------

### 注意！

繰越金が当該年度の交付可能額の20%を超えた場合や、一度繰り越した交付金を翌々年度に繰り越した場合は、その該当部分の交付金を市に返還していただきます。

その場合の返還方法は、翌年度の交付金を減額して交付することで調整します。

### 繰越承認の通知

【市】繰越承認通知書の送付

市は、提出された繰越協議書の内容を審査し、繰越承認通知書により通知します。